

税金の納付と申告 どちらが大事

一般庶民の感覚では、税金の納付と税金の申告とどちらが大事かと問われたら、「勿論納付の方でしょう」と答えるのではないのでしょうか。

税理士の専門的立場からすれば、逆の答えになり、納付より申告の方が重要ということになります。納付の遅れは利息相当分の日割り計算ですから、短期間の遅れなら負担は軽微なのです。

関西電力のホームページをみますと、消費税の納税だけ済ませて、申告の方をウっかり忘れてしまい、税務署から無申告加算税を課された、ということがプレスリリースされています。

この、ウッカリの代金は、いくらだったと思います

か？ 思いっきり1,000万円？ もしかして1億円？ いえまだまだケタが違います。12億円なのです。このとき、関西電力が納めた消費税の額は、247億円でした。

人税、所得税、消費税などの場合、申告が1日でも遅れると、通常5%の加算税がかかってきます。無申告を指摘されてから申告したとなると15%になります。この%は納付税額を対象にしていますので、赤字申告の場合には遅れても加算税は計算されません。逆に、納付税額が大きい場合は大変です。

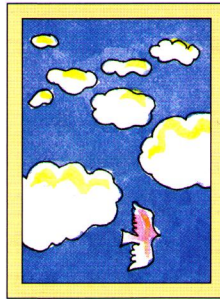
関西電力は、手続きミスであることは明白で、これを真摯に受け止めるが、期限内納付にもかかわらず、申告

の遅れだけで12億円というのはあまりに過重として、大阪国税局に異議申立し、国税不服審判所へ審査請求したのち、大阪地裁に行政訴訟を提起しました。

そしてその判決が、2005年9月に大阪地方裁判所において言い渡されました。内容は、関西電力側の敗訴でした。関西電力側は控訴を断念し、12億円の加算税は最終的に確定しました。

しかし、この無慈悲な仕打ちをすることが現行法の要求するところであるとはいえ、立法時の想定を超えるものであったとの当局の理解からか、今般の税制改正案で、期限内納付済み等一定の要件を満たした期限後申告書については、無申告加算税を課さない救済措置が設けられることになりました。関西電力は救われませんでした。その悲劇は税制を動かしました。

瑞々しく柔らかな若葉を「新緑」といい、若葉が茂った木々は「新樹」、そして新樹に覆われた世界を「万緑」と表現します。5月は、草も樹木の葉も、日一日と緑の濃さを増し、たくましい生命力が漲っています。例年のことですがレジャー行事が盛んな時期です。それに伴う出費について税務上特殊な扱いがありますので注意してください。6日立夏、21日小満。



仕事をするような状況ではないというのは、言い訳だ。
その状況でできる仕事を探せ。

(イギリスの政治家 ロバート・セシル)

5月の税務メモ

(国税)

- 4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者の承認申請
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税確定申告の延納申請分の納付

10日
15日
31日
"
"

(地方税)

- 4月分個人住民税特別徴収分の納付
- 3月決算法人の確定申告
- 9月決算法人の中間(予定)申告
- 鉱区税の納付
- 自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。